

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた
「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区
の創設

津波避難建築物の
容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画
の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設
に関する都市計画

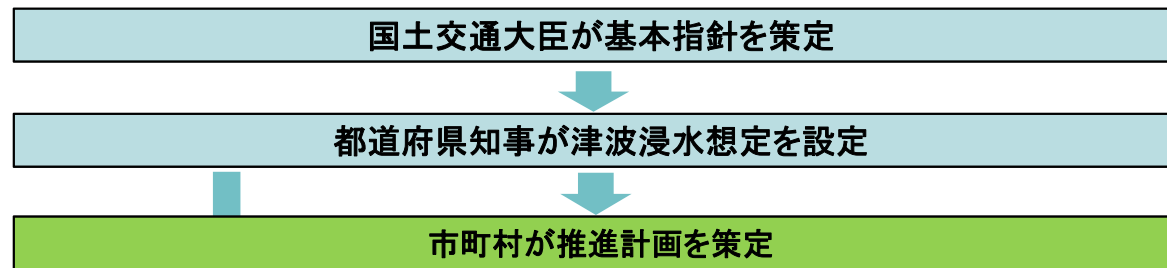
津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域 津波防護施設等



津波から
逃げる

都道府県知事が
「津波災害警戒区域」を指定できる
(イエローゾーン＝警戒避難体制の整備)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定（承継効有り）の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

税制改正

管理協定が締結された避難施設の避難用スペース等に関する固定資産税の課税標準について、5年間1/2とする。

津波防護施設の整備等

浸水の拡大
を防ぐ

- 都道府県知事（一定の場合は市町村長）は、津波災害を防止・軽減する「津波防護施設」の整備・管理を行う。

税制改正

収用等に伴い代替資産を取得した場合に係る5,000万円特別控除等の特例措置の対象とする。

- 都道府県知事は、津波被害を防止・軽減するため有用な施設等を「指定津波防護施設」として指定する。

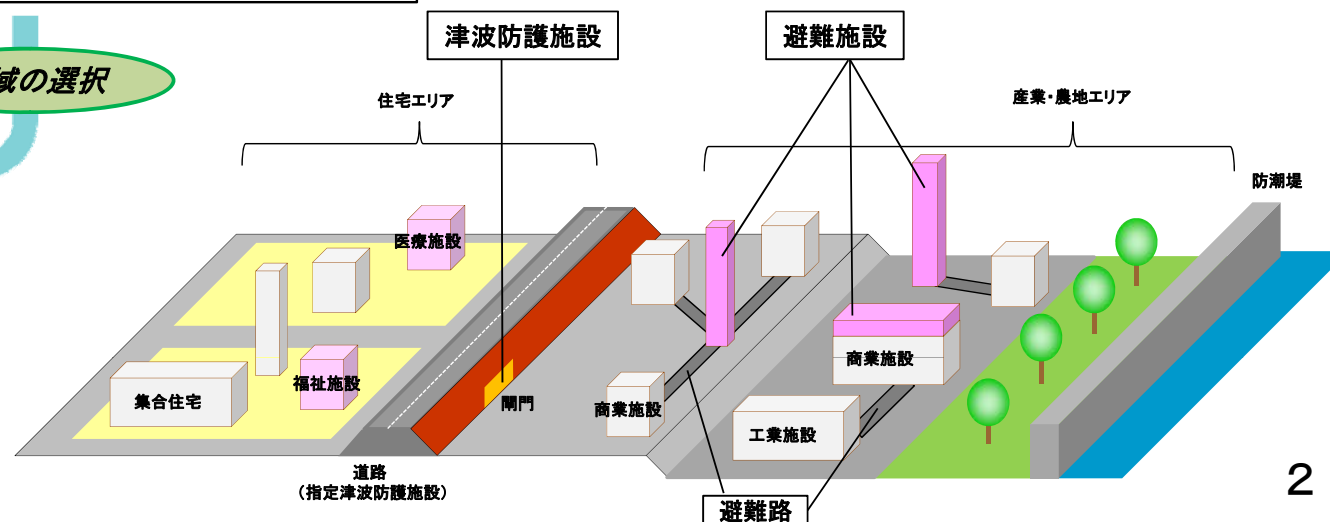
津波を
避ける

都道府県知事が
「津波災害特別警戒区域」を指定できる
(オレンジ・レッドゾーン＝土地利用規制)

・病院、社会福祉施設等については、病室等の居室の床の高さが津波の水深以上であること等を求める（オレンジゾーン）。

・市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる（レッドゾーン）。

地域の選択



津波防災住宅等建設区制度の創設

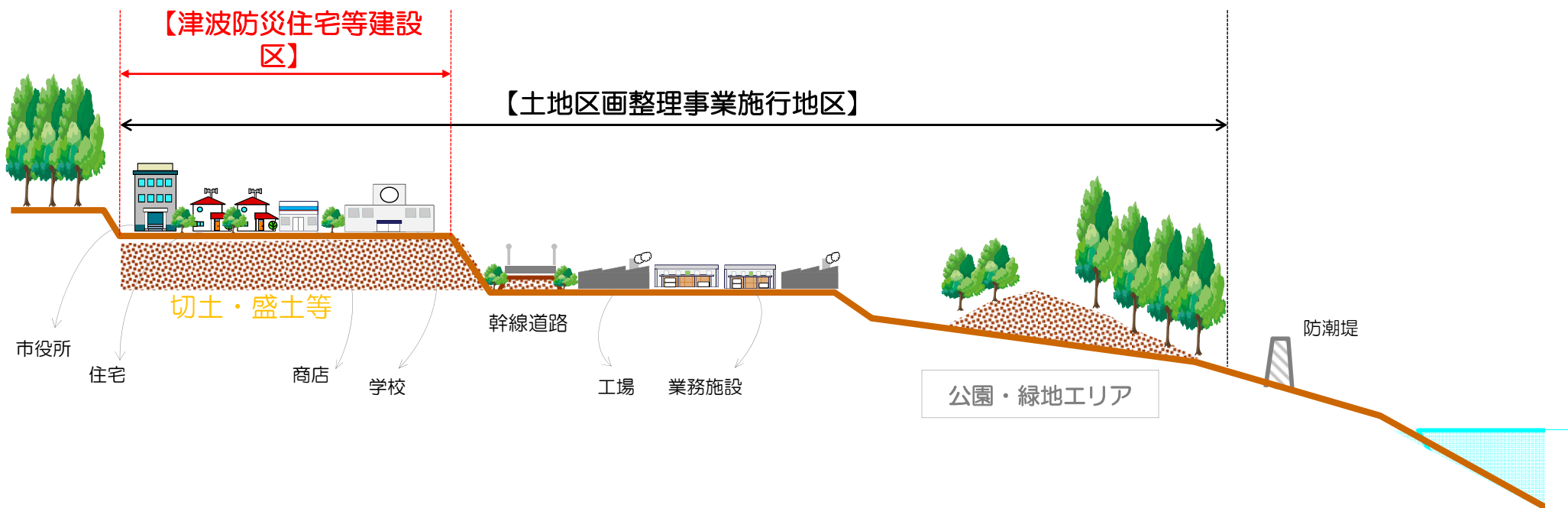
趣旨

今般の震災の被災地域では、津波により、住宅や当該住宅の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な市役所、学校、病院、商店等が壊滅的な被害を受けている。津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた、又は講じられる土地へ住宅及び公益的施設を集約し、津波被害に対する安全性の向上を図ることが喫緊の課題である。

内容

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例を設ける。

施行地区イメージ図



特例の目的

津波避難ビルの整備を推進するため、建築基準法の特例として、容積率規制を緩和するもの

特例措置

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する

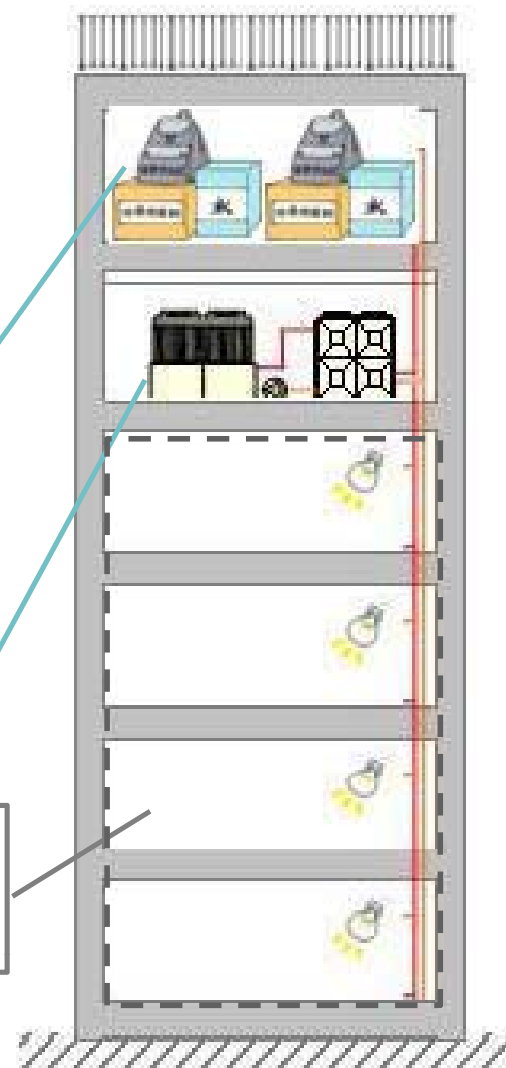
例) 都市計画上の指定容積率200%
→220%相当に

防災用備蓄倉庫

容積率不算入

自家発電設備室

都市計画等で定められた容積率

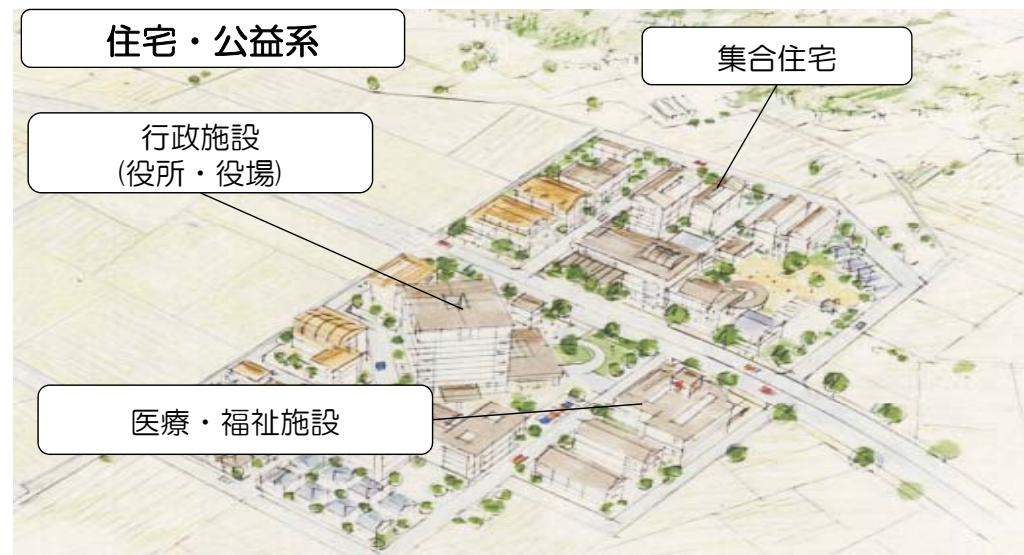
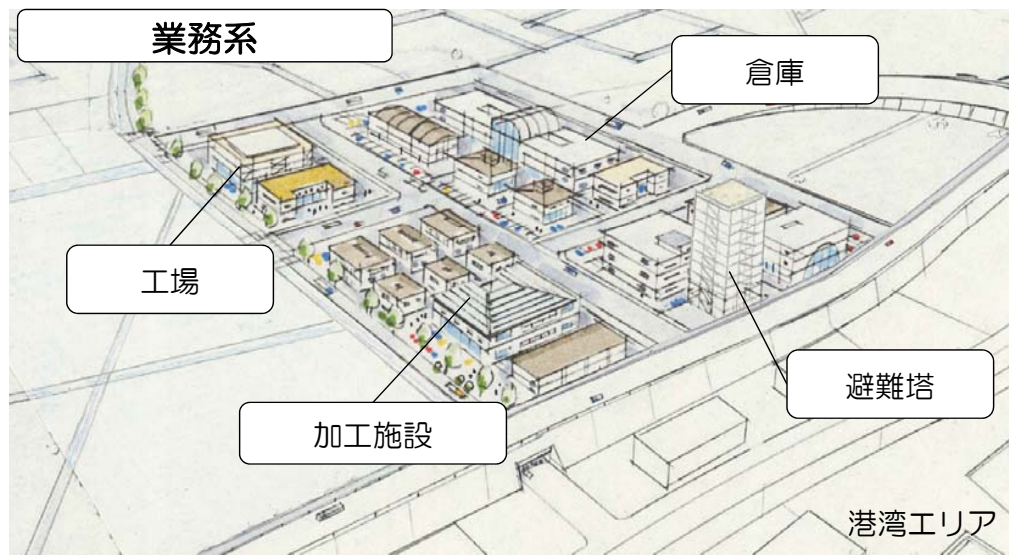


※本規制緩和と直接関係する予算・税制措置はなし

拠点市街地の整備に関する制度

内容

住宅・業務・公益等の各種施設を備えた拠点市街地を形成するため、これら施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする。）。



<整備手法の例>

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (住宅・工場等)
上物の整備	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（譲渡）

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から借地して上物の整備を実施

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (医療施設等)
上物の整備	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間（借地）

予算要求概要

○内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費） ※上物等については、現行予算制度で対応（災害公営住宅・優良建築物等整備）

○対象：被災地限定

税制要求概要

○内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）